

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●
》》》》》》》》》 令和5年2月号 《《《《《《《《《《

★2022 年分確定申告★

2022 年（令和 4 年）分の個人所得税・消費税、贈与税に関する確定申告が 2 月より始まります。今月は、所得税、消費税、贈与税の確定申告に関し、その概要をご紹介します。

1、確定申告の申告期限等と必要な書類

(1) 申告期限と納付期限

確定申告の申告や税金の納付期限等は、次のとおりです。

税目	申告期限	申告書の提出先	納付期限	振替納期限
個人所得税 復興特別所得税	3 月 15 日（水）	住所地の税務署長 又は業務センター	3 月 15 日	4 月 24 日（月）
贈与税	3 月 15 日（水）	同上	3 月 15 日	
個人消費税	3 月 31 日（金）	同上	3 月 31 日	4 月 27 日（木）

(2) 申告の方法

確定申告の方法は、次の 2 つの方法があり、どちらの方法を採用するかで、添付が必要な書類が異なります。

①通常 of 申告

所定の確定申告書に必要な書類を添付して所轄税務署長に提出する方法。郵送の場合、郵便物（第一種郵便）又は信書郵便物とし、申告書控、返信用封筒を同封して下さい。

②電子申告

e-Tax を利用し、電子申告（必要な書類は、PDF データ添付又は郵送）する方法

(3) 提出不要書類と提出が必要な書類

確定申告書を提出する際に、確定申告書に添付して提出が必要な書類は、通常の申告と電子申告では異なります。その概要は次のとおりです。

①提出が不要な書類

次の書類は、通常の申告及び電子申告でも、書類の提出は必要ありません。

イ、給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票

ロ、オープン型投資信託の収益の分配の支払通知書

ハ、配当等とみなす金額に関する支払通知書

ニ、上場株式配当等の支払通知書

ホ、特定口座年間取引報告書

(注) 確定申告書を作成するには、必要な書類であり、また確認・税務調査等のため保存して下さい。

②通常の申告では提出が必要だが、電子申告では提出が不要な書類

- イ、本人確認書類（マイナンバーカードの写し又は通知カードや免許証等の写し）
- ロ、第三者作成書類

次の第三者作成書類は、通常申告では提出が必要ですが、電子申告では所定の内容を記載し、送信することで、税務署への提出は不要です。ただし、5年間の保存が必要です（保存がない場合には、控除の適用ができない）。

- A、医療費の領収書、おむつ証明書、セルフメディケーション取組書類
- B、社会保険料控除の証明書（国民健康保険、国民年金、健康保険、厚生年金）
- C、小規模共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寄付金、勤労学生各控除証明書
- D、各住宅取得控除の借入金年末残高証明書（2年目以降のもの）
- E、寄付金特別控除証明書（政党、認定NPO、公益社団法人、特定震災）
- F、給与所得者の特定支出の控除、外国税額控除、雑損控除の各証明書

（注）寄付金控除に関し、5ヶ所以内のふるさと納税のワンストップ特例を適用している人は、不要です。しかし、確認等のため保存して下さい。

③いずれの場合でも、提出が必要な書類

次の書類は、通常の申告、電子申告のいずれの場合であっても確定申告にあたり、税務署への提出が必要です。

項目	必要な書類
扶養・障害者・配偶者控除	国外居住親族の場合、親族関係書類、送金関係書類 (但し、年末調整でこの控除を受けている場合には不要)
住宅借入金等特別控除	住宅取得契約書、登記事項証明書等
土地譲渡の特別控除	収用証明書、買取証明書等
住宅譲渡損失等の損益通算	売買契約書、登記事項証明書等
住宅取得資金の贈与特例	戸籍謄本、登記事項証明書、申告書に一定の記載等
贈与税の配偶者控除	戸籍謄本等、登記事項証明書等
直系尊属からの贈与	戸籍謄本等
農地等の贈与税の猶予	納税猶予額の計算書、農業員会の証明書等
事業用資産の贈与税の猶予	納税猶予額の計算書、都道府県知事の認定書
非上場株式の贈与税の猶予	納税猶予額の計算書、定款、株主名簿等
相続時精算課税	届出書 戸籍の謄本等

（注）扶養・障害者・配偶者控除以外の上記の書類は、PDFによる提出ができます。

2、2022年（令和4年）分の申告における改正点

（1）確定申告書の様式が統一

従来、申告書A、申告書Bに区分されていた申告書が、1種類に統一されました。

（2）勤続年数5年以下かつ課税退職所得が300万円を超える場合、300万円を超える部分に関し、50%控除ができなくなりました。

①300万円までの金額

課税退職所得＝（退職金支給額－退職所得控除）×50%

②300万円を超える金額

課税退職所得＝（退職金支給額－退職所得控除）（50%控除できない）

（3）雑所得についての改正

①雑所得の区分

雑所得は、次の3つに区分されます。

イ、公的年金等

ロ、業務に係る収入（副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの）

ハ、上記イ及びロ以外のもの

（イ）先物取引等分離課税の対象となるもの

（ロ）総合課税の対象となるもの（貸金利子等）

②令和4年以後の業務に係る雑所得

イ、2年前の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える場合

現預金取引関係書類（請求書、領収書等）の保存が必要です。

ロ、2年前の業務に係る雑所得の収入金額が1,000万円を超える場合

収支内訳書の添付が必要です。

ハ、2年前の業務に係る雑所得の収入金額が300万円以下の場合

雑所得を計算する場合、現金主義で計算できます（申告書にその旨記載）。

3、所得税の確定申告

（1）所得税（復興特別所得税を含む）の確定申告をしなければならない人

①給与所得があり、かつ納付する所得税がある者で次のいずれかに該当する場合

イ、給与の収入金額が2,000万円を超える場合

ロ、給与を1か所から受け、その他の所得（給与所得及び退職所得を除く）が20万円を超える場合

ハ、給与を2か所以上から受け、年末調整されない給与収入とその他の所得（給与所得及び退職所得を除く）の合計が20万円を超える場合

ニ、同族会社の役員等で、同族会社から貸付金利子、賃借料、使用料を受けた場合

ホ、給与について、災害減免法により所得税等の徴収猶予や還付を受けた場合

ヘ、在日大使館等に勤務する方や家事使用人で、所得税等の源泉徴収をされない場合

②公的年金等に係る雑所得のみの者

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引きし、残額がある場合

（注）申告不要の制度があります。次の（3）を参照。

③退職所得がある者

外国企業からの退職金等、源泉徴収されない退職収入がある場合

④上記①～③以外の者

各種所得に関し、配当控除適用後において、所得税がある場合

(注) 上記①～③に関しては、適正に年末調整や源泉徴収がなされていることが前提

(2) 確定申告すれば税金が戻る場合

次のような者で、源泉徴収された税金や予定納税した税金が過大となっている場合には、還付を受けるための申告をすることで税金が還付されます。

①源泉徴収された配当所得や原稿料がある場合

年間所得金額が一定額以下の場合

②年の中で退職し、その後就職しなかった者で、年末調整を受けていない場合

③給与所得者等の場合

雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等控除（年末調整で控除されている場合を除く）、各種寄付金特別控除、住宅改修特別税額控除等の適用を受ける場合
さらには、年末調整の対象となっていない所得控除（社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除等）がある場合

④退職所得のある場合

イ、退職所得を除く各種所得金額の合計額から所得控除を引くと赤字になる場合

ロ、「退職所得の受給に関する申告書」を提出せず、源泉徴収が正規の税額を超える場合

(3) 年金所得者に係る確定申告不要制度

次のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税等の確定申告は必要ありません。

①公的年金等（源泉徴収の対象になるもの）の収入金額が 400 万円以下

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下

4、贈与税の確定申告

(1) 暦年課税による贈与税の申告書の提出が必要な人（通常の贈与）

2020 年中に 110 万円を超える財産（経済的利益を含む）の贈与を受けた人

(注) 居住用財産の配偶者控除（2,000 万円の非課税）、住宅取得資金 500 万円（省エネ住宅の場合 1,000 万円）の非課税の適用を受ける人は、必要書類を添付して申告する必要があります。

(2) 相続時精算課税による贈与税の申告書の提出が必要な人

贈与を受けた財産に関し、相続時に精算する課税方式を選択した人

(注) 贈与を受けた財産の金額が 110 万円以下でも申告する必要があります。

5、個人消費税の確定申告

(1) 個人消費税の確定申告が必要な人

①消費税の基準期間（2 年前、令和 4 年の場合は令和 2 年の 1 年間）の課税売上が 1,000 万円超の個人事業者、又は令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日の課税売

上が 1,000 万円を超える事業者

②課税売上が 1,000 万円以下で「消費税の課税事業者選択届出書」を提出している個人事業者

(2) 簡易課税の選択適用の届出と廃止

基準期間の課税売上が 5,000 万円以下の課税事業者は、簡易課税制度の選択適用をする場合、又は選択した簡易課税制度の選択適用を廃止する場合には所定の届出が必要です。また、届出期限は適用する年度（例えば、令和 5 年分から適用）の前年度末（令和 4 年 12 月 31 日）までですので注意して下さい。

6、所得金額の計算と課税方式

(1) 概要

所得税が課税される所得には、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得、雑所得の 10 種類の所得があります。各所得において、総合課税の対象となる所得、源泉分離課税の対象となる所得、申告分離課税の対象となる所得があります。総合課税の対象となる所得でも損益通算の対象となるものとならないものがあります。

さらに、各所得の計算において、控除される金額が異なります。

(2) 損益通算

①第一段階

各所得は、総合課税所得、分離課税所得に区分され、それぞれの中で損益通算できます（ただし、源泉徴収で課税関係が完了するものを除く）。

②第二段階

総合課税の配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得及び譲渡所得は損益通算の対象となります。

★事務所から★

個人の所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告等に関し、ご不明な点やお手伝いが必要な場合には、税理士法人みらいまで、ご連絡いただければ幸いです。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)